

湯沢町町長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、湯沢町長（以下「町長」という。）が町政の円滑な運営のため、町を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(町長の責務)

第2条 町長は、交際費の支出にあたっては、支出内容及び支出先が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出額が必要最小限の金額となるよう、努めなければならない。

(支出基準)

第3条 交際費の支出項目及び支出先等は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、支出することができない。

- (1) 宗教団体、政党その他の政治団体及びその支部に対する支出（政治資金パーティー等に関わる支出を含む。）。
 - (2) 議会議員（候補者を含む。）の選挙活動に関わる支出（出陣祝い、当選祝いなど。）。
 - (3) 町の補助金等を受けて実施する事業に関わる支出。ただし、町長が特に必要と認めるものは除く。
- 2 本条の規定によりがたい事例が生じた場合には、町政への関わり等を総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

(公表)

第4条 町長は、この基準を常に公開し、この基準に基づく交際費の執行状況を公表するものとする。

2 公表する交際費の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出先
- (5) 支出金額

3 前項の規定にかかわらず、個人情報保護に必要と認められる場合は、氏名等を公表しないものとする。

(公表の時期及び方法)

第5条 前条に規定する交際費の執行状況の公表は、毎月末日までに前月に支出された交際費について行うものとする。

(見直し)

第6条 この基準は、交際費の支出内容及び支出額が常に町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則
この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	内容	支出先	金額等（消費税を含まない。）	
(1)会 費	祝賀会、記念行事、総会、大会、懇親会、忘新年会等の会費	町政の円滑な遂行と進展に関わる個人又は団体	1. 会費が定められているもの 2. 会費の定めがないもの ①会場が旅館・ホテルの場合 ②会場が飲食店の場合 ③会場が公民館等の場合	当該金額 ①10,000 円以内 ②8,000 円以内 ③5,000 円以内
(2)慶 祝	祝賀会、記念行事、総会、その他にかかる祝金 ※結婚祝金を除く	町政の振興に関わる個人又は団体	1. 会費が定められているもの 2. 会費の定めがないもの ①叙勲・褒賞、役職等就任 ②各種団体の総会等 ③町内各地区の行事等 ④長寿等祝金 ⑤町長が特に必要と認めるもの	当該金額 ①10,000 円以内 ②3,000 円～10,000 円 ③5,000 円以内 ④別に定める ⑤社会通念上妥当な額
(3)協 賛	公益的な活動、事業への協賛のため支出する経費	趣旨・目的に賛同できる各種団体	①原水爆禁止運動 ②町の振興にかかるもの ③町長が特に必要と認めるもの	①6,000 円以内 ②5,000 円以内 ③社会通念上妥当な額
(4)激励金	町民がスポーツ大会等、文化芸術祭等、その他に出場する場合に支出する経費 ※町費からの補助、助成を受けて出場する場合は除く。	町の宣伝及び活動内容に功績があると認められる個人又は団体	①スポーツ大会等、文化芸術祭等 ②町長が特に必要と認めるもの	①別に定める ②社会通念上妥当な額
(5)渉外費	町政運営上必要な外部との交渉、意見交換又は接遇など交際のためにかかる経費	個人、企業、友好自治体、団体等	1. 費用が定められているもの 2. 費用の定めのないもの ①土産、謝礼品などの購入費 ②町長が必要と認めるもの ※2①は、1及び2①と一緒に支出することができるものとする。	当該金額 ①5,000 円以内 ②社会通念上妥当な額

(6)弔 慰	弔慰を表す経費	町政の進展に尽力された関係者等 ※本人の親族等は除く。	区分		香典	花輪等
			町議会議員、町長、副町長、教育長		10,000 円	○
			職員	現職のみ	10,000 円	○
			消防団員		別に定める	
			国からの委嘱による委員等（民生児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談員）	現職のみ	10,000 円	
			地方自治法の規定により設置される委員（教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、固定資産評価委員）	現職のみ	10,000 円	
			国会議員及び県議会議員、他自治体の長等	現職のみ	10,000 円	
			町長が特に必要と認める者		10,000 円	
			※町長又は町長の代理が葬式に参列しないときは、上記に弔電を加える。			
(7)見 舞	罹患（10 日以上入院加療に限る。） 被災等に対する見舞	町政関係者及び他自治体の長等、被災者 ※町議会議員、町職員、委員等は除く。	①町を選挙区とする現職の国会議員、県議会議員 ②他自治体の長等 ③被災者 ④町長が特に必要と認めるもの		①5,000 円～10,000 円 ②5,000 円～10,000 円 ③別に定める ④5,000 円～10,000 円	
(8)その他	上記のほか町政の円滑な運営のためにかかる経費	町長が必要と認める者	①町長の名刺、年賀状 ②広告料 ③町長が特に必要と認めるもの		①実費 ②実費 ③社会通念上妥当な額	